

岩出市子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩出市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人の先着順とする。ただし、会長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴人は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められるときは、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、令和元年9月9日から施行する。